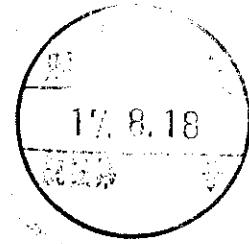


005G BAF3

941411

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No. 7

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店
日本における代表者 桂木 明

【住所又は本店所在地】 東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー 31階

【報告義務発生日】 平成17年8月17日

【提出日】 平成17年8月18日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 2

【提出形態】 連名



第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社 グレース
会社コード	4790
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	大証
本店所在地	大阪市阿倍野区北畠1-7-11

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	リーマン ブラザーズ アジア キャピタル カンパニー LEHMAN BROTHERS ASIA CAPITAL COMPANY
住所又は本店所在地	ホンコン 8 ファイナンス ストリート セントラル トゥー インターナショナル ファイナンスセンター 26/F, Two International Finance Centre 8 Finance Street Central, Hong Kong
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成 7年 8月 1日
代表者氏名	テレンス マッキー Terence, Mackey
代表者役職	
事業内容	一般事業法人

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	証券業務部 コーポレートアクション課 加護野
電話番号	03 (6440) 3788

(2)【保有目的】

純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	1,028,000		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C 1,010,101	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 2,038,101	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 2,038,101		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 1,010,101		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成17年8月17日現在)	S 29,329,084
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	6.72
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	8.15

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年7月7日	新株予約権付社債券	4,901,960	取得	第三者割当 転換価格204円
2005年7月19日	新株予約権付社債券	94,268	処分	転換価格修正に伴う減
2005年7月25日	新株予約権付社債券	167,432	取得	転換価格修正に伴う増
2005年7月25日	普通株	11,000	処分	
2005年7月26日	普通株	39,000	処分	
2005年7月27日	新株予約権付社債券	1,019,900	処分	転換行使 201円
2005年7月27日	普通株	1,019,900	取得	転換行使 201円
2005年7月27日	普通株	50,000	取得	貸借
2005年7月27日	普通株	901,900	処分	
2005年7月28日	新株予約権付社債券	497,512	処分	転換行使 201円
2005年7月28日	普通株	497,512	取得	転換行使 201円
2005年7月28日	普通株	495,512	処分	
2005年7月29日	新株予約権付社債券	472,636	処分	転換行使 201円
2005年7月29日	普通株	472,636	取得	転換行使 201円
2005年7月29日	普通株	161,636	処分	
2005年8月1日	新株予約権付社債券	114,261	処分	転換価格修正に伴う 減
2005年8月1日	普通株	200,000	処分	
2005年8月2日	普通株	182,000	処分	
2005年8月3日	普通株	80,000	取得	貸借
2005年8月8日	普通株	50,000	取得	貸借
2005年8月8日	新株予約権付社債券	337,743	取得	転換価格修正に伴う 増
2005年8月9日	普通株	174,000	処分	
2005年8月9日	普通株	50,000	取得	貸借
2005年8月10日	新株予約権付社債券	320,855	処分	転換行使 187円
2005年8月10日	普通株	320,855	取得	転換行使 187円
2005年8月10日	普通株	199,855	処分	
2005年8月11日	普通株	155,000	処分	
2005年8月12日	新株予約権付社債券	1,818,181	処分	転換行使 187円
2005年8月12日	普通株	1,818,181	取得	転換行使 187円

2005年8月12日	普通株	166,181	処分	
2005年8月15日	新株予約権付社債券	59,417	処分	転換価格修正に伴う減
2005年8月15日	普通株	70,000	処分	
2005年8月16日	普通株	140,000	処分	
2005年8月17日	普通株	435,000	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

消費貸借取引 8/17/2005 現在 相手先 リーマン ブラザーズ インターナショナル(ヨーロッパ) 230,000株借株 1,454,500貸株

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	200,000
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	200,000

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1	該当なし					

③ 【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者氏名	所在地
	該当なし		

第3 【共同保有者に関する事項】 (14)

該当なし

2【提出者（大量保有者）／2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	リーマン ブラザーズ インターナショナル (ヨーロッパ) LEHMAN BROTHERS INTERNATIONAL EUROPE
住所又は本店所在地	25 バンク ストリート ロンドン E14 5LE イギリス 25 BANK STREET LONDON E14 5LE U.K.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1990年9月10日
代表者氏名	イアン ジェームソン Ian Jameson
代表者役職	マネージング ディレクター
事業内容	証券会社

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	証券業務部 コーポレートアクション課 加護野
電話番号	03 (6440) 3788

(2)【保有目的】

純投資

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】 (17)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	1,684,500		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 1,684,500	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 1,684,500		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成17年 8月 17日現在)	S 29,329,084
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	5.74
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	0.78

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

消費貸借取引	8/17/2005	現在	相手先	機関投資家	230,000株借株,	リーマン ブラザーズ
アジア キャピタル カンパニー					230,000株貸付、	1,454,500株 借株

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	-
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	-

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者氏名	所在地

第3 【共同保有者に関する事項】 (14)

該当なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】(18)

① リーマン ブラザーズ アジア キャピタル カンパニー LEHMAN BROTHERS ASIA CAPITAL COMPANY
② リーマン ブラザーズ インターナショナル (ヨーロッパ) LEHMAN BROTHERS INTERNATIONAL EUROPE

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	2,712,500		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C 1,010,101	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 3,722,601	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P —		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 3,722,601		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 1,010,101		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年8月17日現在)	S 29,329,084
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	12.27
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	8.91

LEHMAN BROTHERS

POWER OF ATTORNEY

We, THE UNDERSIGNED, hereby appoint the under-mentioned LEHMAN BROTHERS JAPAN INC. as our proxy in Japan in respect of making, filing and sending copies of reports required under the Chapter II -3 "Disclosure requirements for Substantial Shareholders" of the Securities and Exchange Law in Japan.

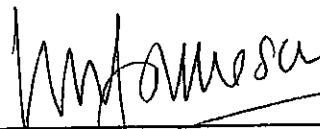
Dated

NAME: LEHMAN BROTHERS INTERNATIONAL (EUROPE)


In Witness Whereof this Power of Attorney has been duly executed and delivered as a deed on 21st June 2005.

The Common Seal of Lehman)
Brothers International (Europe) was)
hereunto affixed in the presence of)

Signature:
(Director)

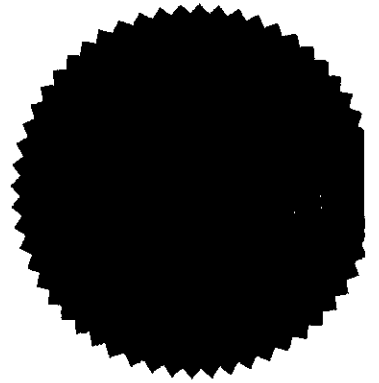

Name: IAN JAMES
25 Bank Street London
E14 5LE
England

Signature:
(Company Secretary)


Name: EMILY UPTON
25 Bank Street London
E14 5LE
England

Proxy Name: LEHMAN BROTHERS JAPAN INC.

Representative: Akio Katsuragi
ROPPONGI HILLS MORI TOWER, 31ST FLOOR
10-1, ROPPONGI, 6-CHOME
MINATO-KU, TOKYO 106-6131
Japan



委 任 状

住 所 英国 25 バンクストリート ロンドン E14 5LE
名 称 リーマン ブラザーズ インターナショナル (ヨーロッパ)

私は、下記のリーマン・ブラザーズ・ジャパン・インク (リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店) を代理人と定め、日本国における証券取引法第二章の三「株式等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する一切の権限を委任する。

2005年6月21日

記

1. 代理人の住所 東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー31階
2. 代理人の氏名 リーマン・ブラザーズ・ジャパン・インク
(リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店)
社長兼東京支店長 桂 木 明 夫

以上

リーマンブラザーズインターナショナル(ヨーロッパ) から英文で委任されました上記の権限に基づきリーマン・ブラザーズ・ジャパン・インク (リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店) は日本国における証券取引法第二章三「株式等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付を行っています。

以上

リーマン・ブラザーズ・ジャパン・インク
(リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店)
社長兼東京支店長 桂 木 明 夫

LEHMAN BROTHERS

POWER OF ATTORNEY

We, THE UNDERSIGNED, hereby appoint the under-mentioned LEHMAN BROTHERS JAPAN INC. as our proxy in Japan in respect of making, filing and sending copies of reports required under the Chapter II -3 "Disclosure requirements for Substantial Shareholders" of the Securities and Exchange Law in Japan.

Dated *July 7th, 2005*

NAME: LEHMAN BROTHERS ASIA CAPITAL COMPANY

Signature:
(Representative)



Name: Terence Mackey
26/F, Two International Finance Centre
8 Finance Street, Central, Hong Kong

Proxy Name: LEHMAN BROTHERS JAPAN INC.

Representative: Akio Katsuragi
ROPPONGI HILLS MORI TOWER, 31ST FLOOR
10-1, ROPPONGI, 6-CHOME
MINATO-KU, TOKYO 106-6131
Japan

委 任 状

住 所 ホンコン, セントラル, 8 ファイナンス ストリート, トゥー インターナショナル
ファイナンスセンター 26/F

名 称 リーマンブラザーズ アジア キャピタル カンパニー

私は、下記のリーマン・ブラザーズ・ジャパン・インク（リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店）を代理人と定め、日本国における証券取引法第二章の三「株式等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する一切の権限を委任する。

2005年7月7日

記

1. 代理人の住所 東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー31階
2. 代理人の氏名 リーマン・ブラザーズ・ジャパン・インク
(リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店)
社長兼東京支店長 桂 木 明 夫

以上

リーマンブラザーズアジアキャピタルカンパニー から英文で委任されました上記の権限に基づきリーマン・ブラザーズ・ジャパン・インク（リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店）は日本国における証券取引法第二章三「株式等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付を行っています。

以上

リーマン・ブラザーズ・ジャパン・インク
(リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店)
社長兼東京支店長 桂 木 明 夫